大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金支給要綱

（目的）

第1条　燃料費の高騰の影響を受ける大阪府内の一般公衆浴場事業者（以下「事業者」という。）を支援することを目的とし、事業者に対し、「大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金」（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金支給規則」（令和４年大阪府規則第６８号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（支給の要件）

第２条　規則第２条第１号に規定の知事が別に定める日は、令和７年３月31日とする。

２　規則第２条第２号に規定の知事が別に定める期間は、令和６年10月１日から支援金の申請日までとする。

（支援金の額）

第３条　規則第３条に規定の知事が別に定める額は、別表のとおりとする。

（支援金の支給の申請）

第４条　規則第４条に規定の知事が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

　　（１）大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金支給申請書（様式第1号）

　　（２）誓約書・同意書（様式第２号）

　　（３）燃料の使用を確認できる書類（別表区分１～３の場合）

　　（４）各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

　２　前項に掲げる書類は、知事が別に定める日までに知事に対し提出するものとする。

（支援金の支給の決定）

第５条　知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて書面の提出を求めるなどした上で、支援金を支給すべきと認めたときは、支給の決定をする。

（支援金の支給の決定の通知）

第６条　規則第６条による通知は、事業者への支援金の支払いをもって通知とみなす。

（届出義務）

第７条　規則第７条第３項による申し出は事実発生日から起算して３か月以内に大阪府一般公衆浴場燃料費高騰対策支援金申請者変更届出書（様式第３号）により知事に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合にはこの限りではない。

（調査）

第８条　知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

　２　支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた事業者は前項の調査に協力しなければならない。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年９月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１７日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 一般公衆浴場の燃料の種類  （一部使用を含む） | 金　額 |
| １ | ガス | １施設当たり  373,000円 |
| ２ | 重油 | １施設当たり  217,000円 |
| ３ | 廃油 | １施設当たり  215,000円 |
| ４ | 廃材等 | １施設当たり  158,000円 |

　　※１ 複数の区分に該当する場合は、いずれかひとつの区分のみを適用する

　　　　※２ 第４条（３）に掲げる書類が添付できない無い場合、区分４の適用とする。